

# 令和元年度 第2回鶴岡市空家等審議会

日 時 令和元年11月21日(木) 9:30~  
会 場 堅苔沢公民館

## 次 第

### 1 開 会

### 2 あいさつ

(会長)

### 3 報 告

(1) これまでの経過について . . . . . 資料1

(2) 旧ホテル雷屋の状況について . . . . . 資料2

### 4 協 議

(1) 特定空家等に対する措置について . . . . . 資料3

(2) 今後の進め方について . . . . . 資料4

(3) その他

### 5 その他

### 6 閉 会

令和元年度 第2回 鶴岡市空家等審議会名簿

【委員】

(任期：H31.4.22～R3.4.21)

| 区分     | 団体等                      | 職名  | 氏名   | 備考 |
|--------|--------------------------|-----|------|----|
| 学識経験者  | 山形県建築士会<br>鶴岡田川支部        | 委員  | 井上孝紀 |    |
|        | 山形県司法書士会<br>鶴岡支部         | 支部長 | 加藤吉晴 | 欠席 |
|        | 山形県建築業協会<br>鶴岡支部         | 理事  | 山本 斉 |    |
| 市民の代表者 | 特定非営利活動法人<br>つるおかランド・バンク | 理事長 | 廣瀬大治 |    |
|        | 鶴岡市町内会連合会                | 理事  | 渡部忠彦 |    |

【事務局】

|          |                  |      |
|----------|------------------|------|
| 市民部      | 部長               | 渡会 悟 |
| 建設部都市計画課 | 城下のまちづくり<br>推進主幹 | 鈴木英昭 |
| 建設部建築課   | 課長               | 村上良一 |
| 市民部環境課   | 課長               | 伊藤慶也 |
| 建設部都市計画課 | 専門員              | 五十嵐展 |
| 建設部建築課   | 課長補佐             | 長澤浩一 |
| 市民部環境課   | 課長補佐             | 藤澤 実 |
| 市民部環境課   | 専門員              | 井上 崇 |

## 3 報 告

## (1) これまでの経過について

| 月日     | 項 目           | 備 考  |
|--------|---------------|--|
| 5/ 7   | 水槽が下のバルコニーに落下 | 水槽をロープで固定  |
| 20     | 窓ガラス破損、侵入の可能性 | ベニヤで侵入防止   |
| 6/ 18  | 山形県沖地震発生      | 渡り廊下の壁の亀裂等が広がる<br>市道通行止め (6/18 ~ 6/21)   |
| 8/ 14  | 倉庫の屋根崩落       | 市道通行止め、引倒し対応中<br>市道通行止め (8/18 ~ )<br>現在、ケーブルテレビ等の電線を移設中で、<br>引き倒しは 11 月末を予定                                    |
| 19     | 第 1 回空家等対策会議  | 報告<br>・ 鶴岡市空家等対策会議の設置<br>協議<br>・ 旧ホテル雷屋倉庫の屋根 ( 梁 ) の崩落<br>・ 特定空家等に関する判断基準<br>・ 旧ホテル雷屋の特定空家等の認定及び措置<br>・ 今後の進め方 |
| 22     | 渡り廊下の壁補強      | ステーで固定   |
| 22     | 第 1 回空家等審議会開催 | 報告<br>・ 山形県沖地震の対応状況<br>協議<br>・ 特定空家等に関する判断基準<br>・ 旧ホテル雷屋の特定空家等の認定<br>・ 今後の進め方                                  |
| 22     | 鶴岡市特定空家等の判断基準 | 制定   |
| 9/ 2   | 特定空家等に認定      | 本館、渡り廊下、旧社員寮、倉庫  |
| 18     | 市議会産建常任委員会    |  |
| 20     | 湯沢市視察         | 類似事例 ( 旅館で土地所有者が異なる )  |
| 24     | 特定空家等の判断基準の変更 | 国助言で特定空家等の認定を敷地単位に変更   |
| 24     | 特定空家等の認定の一部変更 | 特定空家の認定を敷地単位に変更  |
| 24     | 鶴岡市空き家等対策計画変更 | 廃校等の活用を追加 ( 小堅小学校 )  |
| 26     | 補正予算議会決議      | 180,790 千円   |
| 30     | 土地所有者に指導      | 土地所有者に除却させること  |
| 10/ 24 | 土地所有者に勧告      | 訪問し、対応する意思がないことを確認   |

< P14 >

## 6．活用促進対策

### （１）基本方針

優良空き家であるA・Bランク空き家に関しては、建物と土地をあわせて活用を促すことを基本とします。

市内に約2,800棟ある空き家のうち、再利用可能な空き家の有効活用と空き家の発生抑制につながる住環境整備については、NPO法人等との連携による土地の再編、空き家の有効活用及び活用に関する情報の発信を進めます。

また、中心市街地における老朽危険空き家を解消し、住宅用地を供給し人口減少を抑制します。

リノベーションの手法により空き家を住宅以外の用途に転換するなど空き家の活用を図りまちのにぎわいを創出し、地域の振興を図ります。

### （２）対策

空き家、空き地、狭あい道路を一体的に捉え整備するランド・バンク事業の推進

NPO法人つるおかランド・バンクが行う、大規模開発によらずに、密集住宅の空き家、空き地、狭あい道路の問題を一体的にとらえ、小区画ごとに解消し、連鎖的につなげることで住環境を整備するランド・バンク事業（小規模連鎖型区画再編事業）を推進・支援します。

空き家の有効活用及び活用に関する情報の発信

相談会や有効活用に関する相談を通じて、NPO法人つるおかランド・バンクの空き家バンクなどに関する情報発信を進め、空き家の有効活用につながる活動を推進・支援します。

中心市街地居住促進事業の推進

中心市街地における事業対象区域内に存在する老朽危険空き家とその土地の寄付を受け、市が除却整地し、若者世帯や移住希望世帯などの居住希望者に対して住宅用地を供給し、住環境整備と人口減少抑制を進めます。

まちなか居住拠点整備事業の支援

中心市街地の都市機能誘導区域内に存する大規模遊休地や遊休建築物の再活用として民間が行う複合型集合住宅の建設事業について国・県・市で補助支援することでまちなか居住を推進します。

リノベーションによるまちづくり

民間の起業家などのリノベーションの手法により空き家を住宅以外の用途に転換し、空き家の活用を図りまちのにぎわいを創出し、地域の振興を図ります。

一般住宅リフォーム補助の上乗せ

一般住宅リフォーム補助事業において、空き家を自らの居住用として取得し、リフォームを行う際は、補助率や上限額の上乗せを行い、空き家の活用を促進します。

廃校舎の活用

廃校となった校舎等を、地域産業の育成やコミュニティセンターなどの地域拠点施設としての活動の場として活用し、地域振興を図ります。

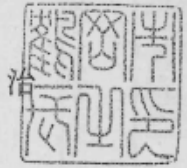
参考資料 空き家に関する支援制度

市による支援制度

| 対象者             | 場面   | 制度  | 担当           |
|-----------------|------|---|--------------|
| 空き家の所有者等        | 活用   | ○中心市街地居住促進事業<br>鶴岡市中心市街地の指定区域内にある長年にわたって使用されず、適正に管理されていない不良住宅（空き家）について、市が寄附を受けて解体・整地をします。その土地を若者世帯や移住希望者に対し住宅用地として供給し、中心市街地への居住促進を図ります。 | 建設部<br>都市計画課 |
|                 |      | ○まちなか居住拠点整備支援事業<br>鶴岡市都市再興基本計画（立地適正化計画）の都市機能誘導区域内で、大規模遊休地や遊休建築物を活用し民間が行う複合型集合住宅建設事業について、国土交通省「優良建築物等整備事業」等を活用し市が支援することでまちなか居住を推進します。    | 建設部<br>都市計画課 |
|                 | 解体   | ○危険空き家解体補助金（個人型）<br>危険空き家を所有者等が自ら解体しようとする場合に、土地の売却によって利益を生じない範囲で解体費を補助します。  | 市民部<br>環境課   |
| 空き家の活用を希望する市民   | 活用   | ○住宅リフォーム支援事業補助金制度<br>空き家を取得して自ら居住する住宅として改修する場合、補助率、上限額を優遇します。   | 建設部<br>建築課   |
| 不良空き家の存在する地域団体等 | 適正管理 | ○不良空き家適正管理補助金<br>住民自治組織等の地域団体が、所有者等の同意を得て不良空き家の簡易な修繕や樹木伐採・除草など適正管理のための措置を行う場合に、地域団体に人件費部分を負担してもらった上で市が実費分を支援します。                        | 市民部<br>環境課   |
|                 | 解体   | ○危険空き家解体補助金（地域団体支援型）<br>住民自治組織等の地域団体が、所有者等の同意を得て危険空き家を解体しようとする場合に、地域団体に人件費部分を負担してもらった上で市が実費分（発生する廃材の運搬費や処分費など）を支援します。                   | 市民部<br>環境課   |
| 廃校舎の活用          | 活用   | ○地域と一体となった廃校舎の活用<br>廃校となった学校等の校舎を、コミュニティ施設や農産物等地域産業振興の育成のために活用し、農村部、山間部など活性化を図ります。  | 関係課          |

様

鶴岡市長 皆 川



特定空家等に係る改善措置について（指導）

貴殿の所有（管理）する下記空家等（建築物又はそれに付属する工作物及びその敷地を含む。以下同じ。）は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められることから、法第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり改善のための措置をとるよう指導します。

記

1. 対象となる空家等

①所在地 鶴岡市堅苔沢字宮田15番地6、26番地1

建築物 ホテル雷屋本館、渡り廊下

所有者の住所及び氏名

山形県鶴岡市堅苔沢甲17番地 株式会社ホテル雷屋

2. 指導に係る措置の内容

「1対象となる空家等」に記載した建築物を建物所有者に除却させること

3. 指導に至った事由

- ・ 建物が放置されてから約10年が経過し、その後15回の応急措置をしていることから、日々の劣化が進捗していることがうかがわれ、付近住民が危険にさらされていること。
- ・ 山形県沖地震により周辺住民に危害が及ぶ危険性がさらにたかまっていること。
- ・ 倒壊した場合、甚大な被害・影響（周辺住民、事業者、漁港、船舶等の被害）が想定されること。

①ホテル雷屋本館

軒裏材が剥がれ、外壁には爆裂現象が多数みられ、鉄筋がむき出しになっている等、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態にある。

②渡り廊下

外壁が落下し、ひび割れも見られることから、このままでは部材の落下によるが広がり、周囲の人命や財産に危害が及ぶ恐れがある状態にある。

鉄骨が一部むき出しになり錆も進行しており、倒壊する恐れがある状態にある。

4. 責任者 職・氏名 環境課長 伊藤 慶也

5. その他

上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく書面により報告すること。

本件に関するお問合せ

市民部環境課

担 当 藤澤・井上

TEL 0235-25-2111

FAX 0235-22-2868

Email [kankyo@tsuruoka.yamagata.jp](mailto:kankyo@tsuruoka.yamagata.jp)

様

鶴岡市長 皆 川



勧 告 書

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、貴殿に対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

については、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1. 対象となる特定空家等

- ①所在地 鶴岡市堅苔沢字宮田15番地6、26番地1  
建築物 ホテル雷屋本館、渡り廊下  
所有者の住所及び氏名  
山形県鶴岡市堅苔沢甲17番地 株式会社ホテル雷屋

2. 勧告に係る措置の内容

- ・「1. 対象となる特定空家等」に記載した建築物を建物所有者に除却させること

3. 勧告に至った事由

- ・建物が放置されてから約10年が経過し、その後15回の応急措置をしていることから、日々の劣化が進捗していることがうかがわれ、付近住民が危険にさらされていること。
- ・山形県沖地震により周辺住民に危害が及ぶ危険性がさらにたかまっていること。
- ・倒壊した場合、甚大な被害・影響（周辺住民、事業者、漁港、船舶等の被害）が想定されること。

①ホテル雷屋本館

軒裏材が剥がれ、外壁には爆裂現象が多数みられ、鉄筋がむき出しになっている等、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態にある。

②渡り廊下

外壁が落下し、ひび割れも見られることから、このままでは部材の落下によるが広がり、周囲の人命や財産に危害が及ぶ恐れがある状態にある。

鉄骨が一部むき出しになり錆も侵食しており、倒壊する恐れがある状態にある。

4. 勧告の責任者 鶴岡市市民部環境課長 伊藤 慶也



5. 措置の期限 令和元年11月8日までに必要な措置を開始し、令和2年12月31日までに完了させること。

6. 報告

上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく書面により報告すること。

- ・上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- ・上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

本件に関するお問合せ

市民部環境課

担 当 藤澤・井上

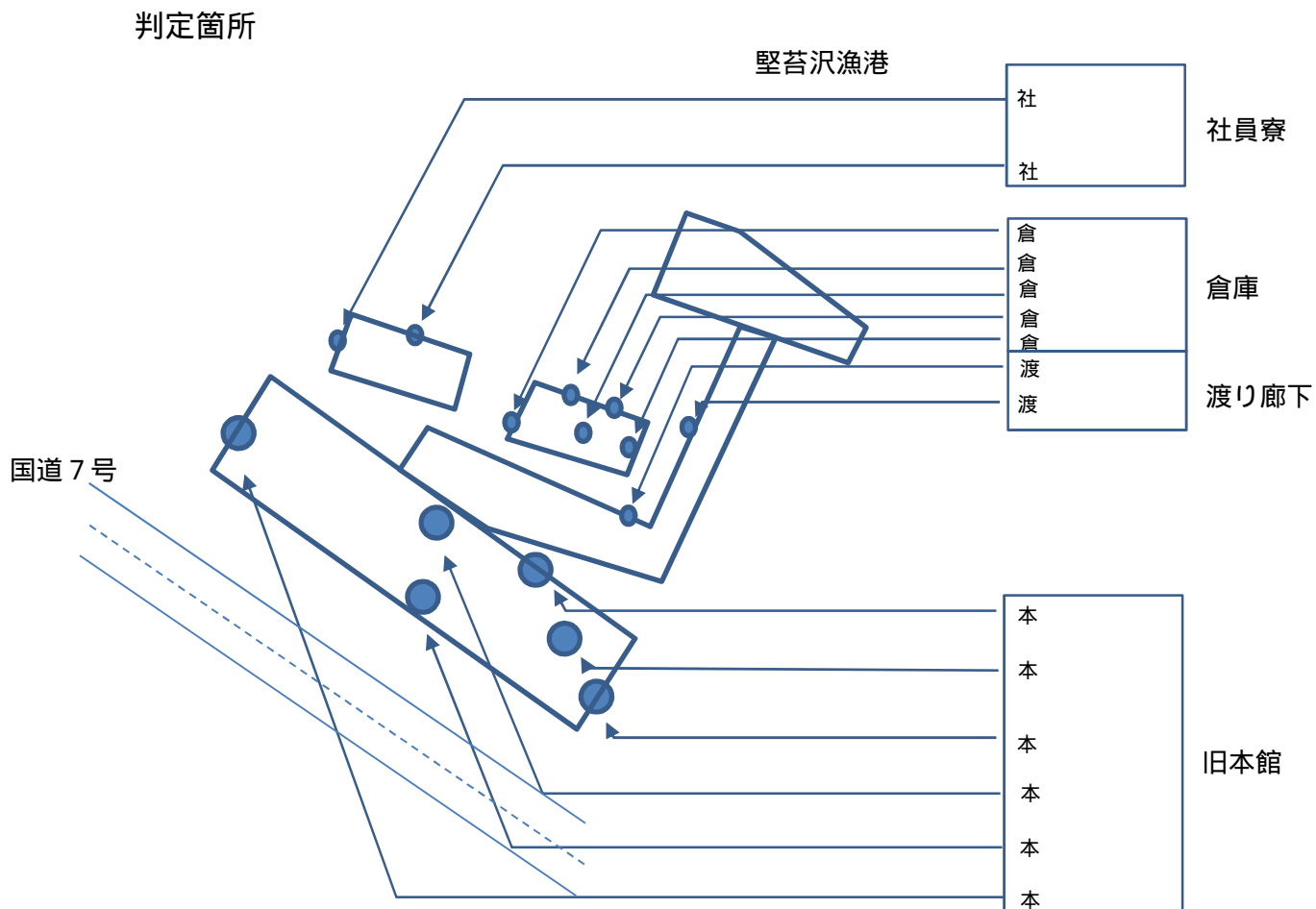
TEL 0235-25-2111

FAX 0235-22-2868

Email kankyo@city.tsuruoka.yamagata.jp

### 3 報 告

#### ( 2 ) 旧ホテル雷屋の状況について



#### ○建物の状況

- ・建物の所有者は、(株)ホテル雷屋であったが、倒産のため不在の状況。
- ・平成 22 年から 15 回の応急措置を実施。
- ・この度の山形県沖地震により、老朽化が進み危険が切迫した状態。

#### 特定空家等の判定調査

( 令和元年 7 月 30 日実施 )

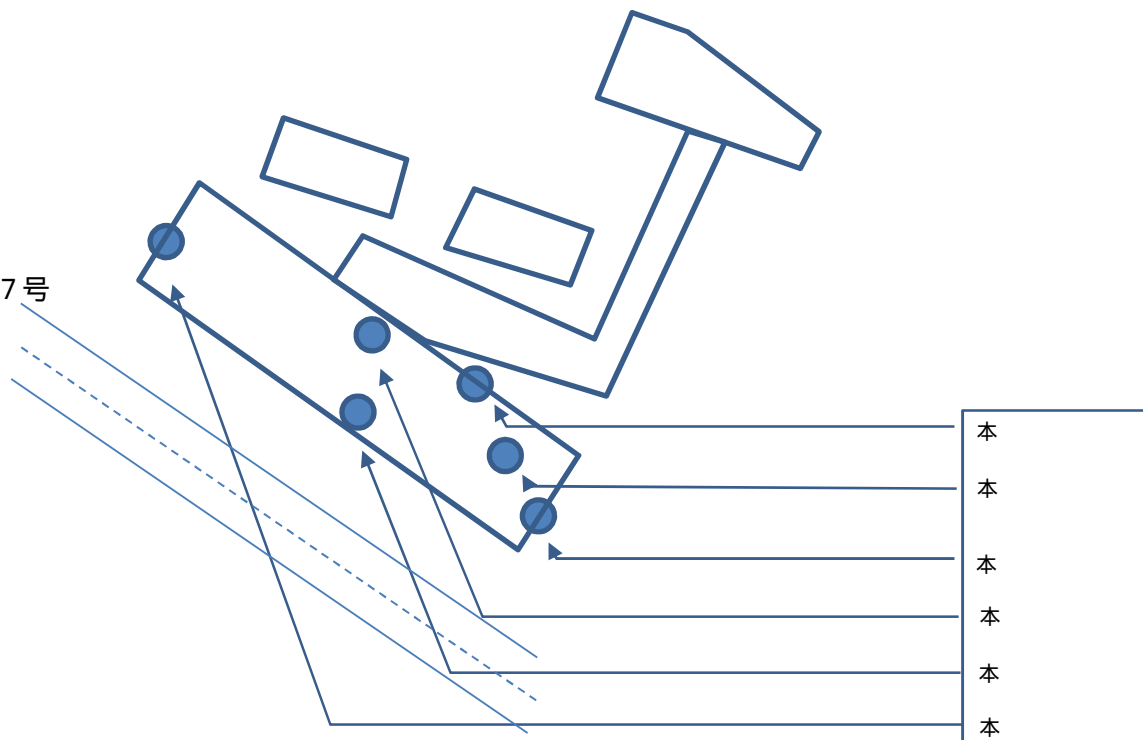
| 施設名          | 建築年 | 項目    | 項目 ~ | 判定 |
|--------------|-----|-------|------|----|
| 旧ホテル雷屋( 本館 ) | S48 | 115 点 | 3    | 該当 |
| 渡り廊下         | S53 | 150 点 | 1    | 該当 |
| 旧社員寮         | S36 | 150 点 | 1    | 該当 |
| 倉庫           | S32 | 150 点 | 2    | 該当 |

項目 は 100 点以上、又は項目 ~ のいずれか 1 つ以上で該当

旧本館

堅苔沢漁港

国道7号



旧本館

(2) - (イ) 軒裏材の破損



(2) - ロ 外壁の著しい破損



(2) - ハ 屋上水槽の破損・落下



(2) - ニ バルコニーの破損



項目 - 3 . その他 景観を損なっている状態

項目 - 3 . 不特定の者が侵入できる状態  
(現在はベニヤ板で塞いでいる)

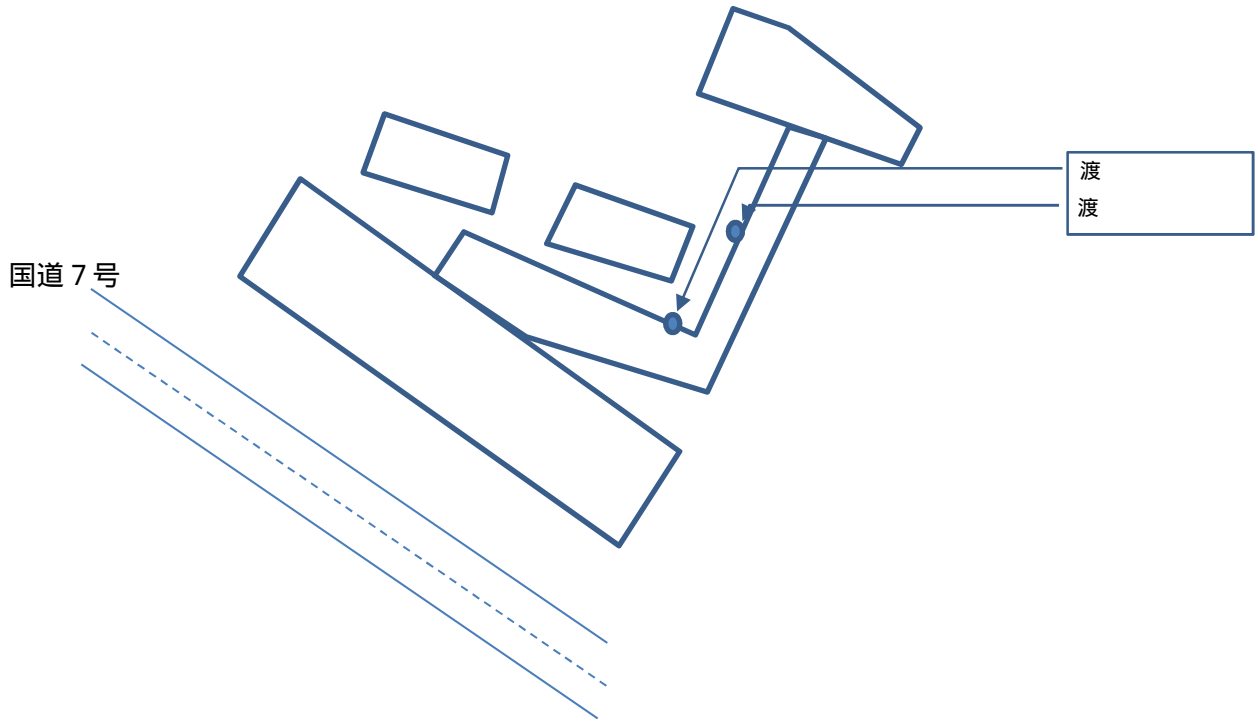


項目 - 3 . 部材の落下等により人命・財産等に被害を及ぼす恐れ



渡り廊下

堅苔沢漁港



渡り廊下

(1) - 口 (口)大規模な修理を要する損傷



項目 - 3 . 部材の落下等により人命や財産等に被害を及ぼす恐れ



(2) - イ 屋根材の剥落



(2) 口 外壁の著しい破損



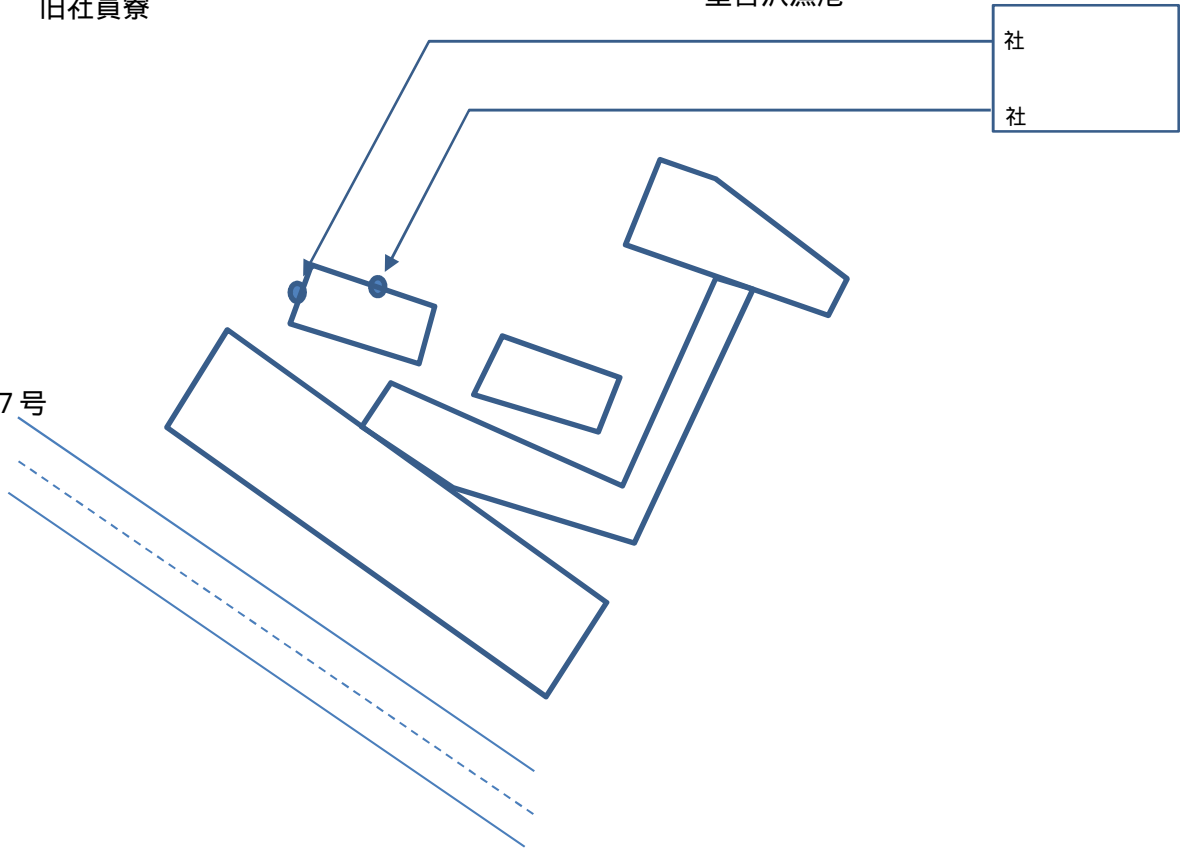
旧社員寮

堅苔沢漁港

社

社

国道7号



旧社員寮

(1) - (口) (口) はり等に大規模修理を要する損傷



項目 - 3 . 部材の落下等により人命・財産等に被害を及ぼす恐れ



(2) - (イ) 屋根材の著しい破損



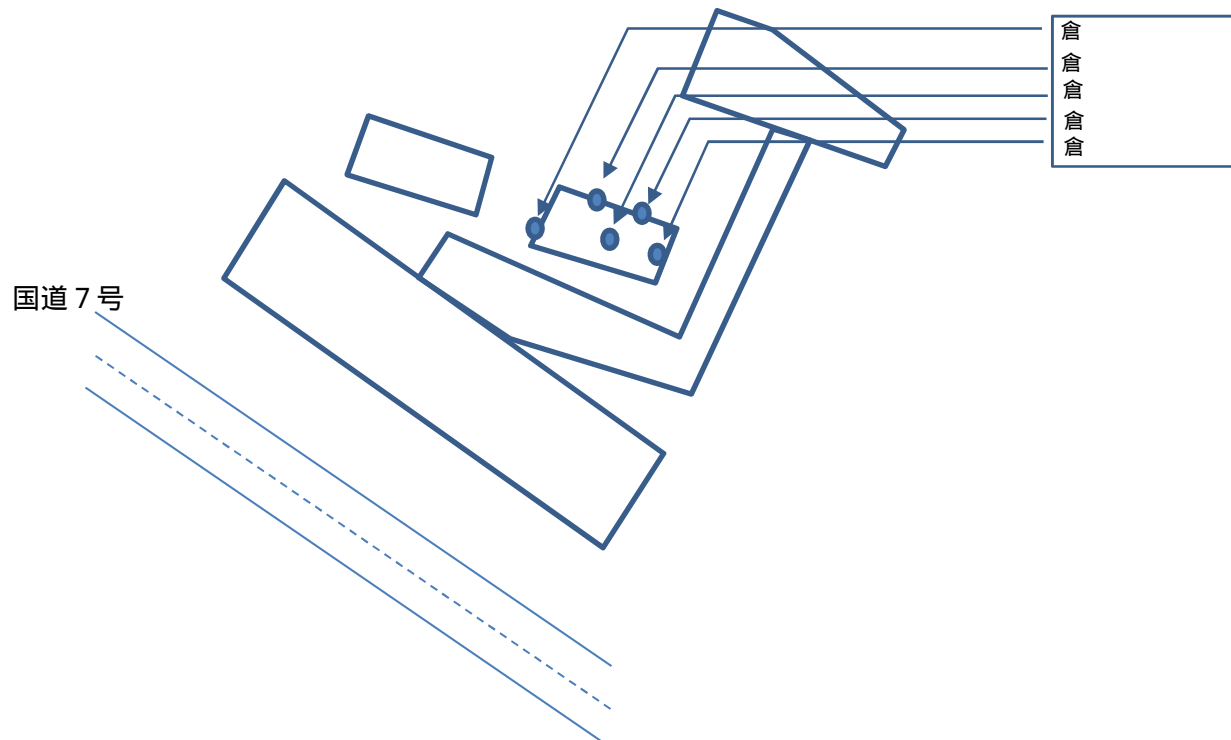
(2) - (ロ) 外壁の著しい破損





倉庫

堅苔沢漁港



倉庫

(1) - 口 - (イ) 基礎に大規模な修理を要する損傷



(2) - (イ) 屋根材の著しい破損



8月に屋根崩落でさらに状態が悪化



(2) - (ロ) 外壁の著しい破損



- 2 敷地内にごみ等が放置されている状態



項目 - 3 . 部材の落下等により人命・財産等に被害を及ぼす恐れ



8月に屋根崩落で更に状態が悪化  
(市道通行止め)



## 4 協 議

### (1) 特定空家等に対する措置について

#### 特定空家等の略式代執行による除却について

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家特措法」という。）（平成 26 年法律第 127 号）第 14 条第 10 項の規定に基づき、旧ホテル雷屋本館等の略式代執行による除却を実施する。

#### 1 対象となる特定空家等の概要

(1) 所在地 鶴岡市堅苔沢字宮田 15 番地 1、15 番地 6、20 番地 1、26 番地 1

#### (2) 用途

| 施設の用途 | 構造等            | 建築年     | 延べ床面積                | 所有者           |
|-------|----------------|---------|----------------------|---------------|
| 本館    | 鉄筋コンクリート造 7 階建 | 昭和 48 年 | 3,104 m <sup>2</sup> | 株式会社<br>ホテル雷屋 |
| 渡り廊下  | 鉄骨造            | 昭和 53 年 | 48 m <sup>2</sup>    |               |
| 社員寮   | 木造 2 階建        | 昭和 36 年 | 140 m <sup>2</sup>   |               |
| 倉庫    | 木造 2 階建        | 昭和 32 年 | 116 m <sup>2</sup>   |               |

#### 2 これまでの経過

##### (1) 建物の所有者が不在になった経緯

平成 19 年 12 月に株式会社ホテル雷屋が破産手続きを開始したことにより、法人は残るものの責任を取る者が不在となり、元代表取締役を含め役員は「旧ホテル雷屋」に関して一切権利義務を有しない状態となっている。

また、「旧ホテル雷屋」の建物は、一時、破産法第 78 条による破産管財人の管理となったが、買い手がつかなかったため、清算人（会社法第 478 条）のいない清算株式会社（会社法 476 条）としての「株式会社ホテル雷屋」の所有となっている。

- ・平成 19 年 12 月 26 日 株式会社ホテル雷屋破産手続き開始により解散。  
元代表取締役等は役員でなくなる。…会社法第 330 条
- ・平成 20 年 12 月 22 日 破産財団（破産法第 2 条第 14 項）に属する旅館建物を破産財団が放棄。
- ・平成 22 年 5 月 13 日 破産手続き廃止決定。  
同月 28 日商業登記（登記法第 6 条）を閉鎖。  
清算人のいない清算株式会社となる。
- ・平成 29 年 12 月 26 日 県が土地を取得するために、商業登記を復活。
- ・平成 30 年 3 月 26 日 売買手続完了。同月 28 日、商業登記を閉鎖。  
再び、清算人のいない清算株式会社となる。

## (2) 市による応急措置

市は、周辺住民等の生命、身体又は財産に重大な尊大を及ぼす危険な状態が発生し危害が切迫したため、その危険な状態を解消するため、「鶴岡市空き家等の管理及び活用に関する条例」(以下「空き家管理条例」という。)第7条に基づき、平成25年7月より現在まで計16回の応急措置を実施した。

## 3 特定空家等の認定

旧ホテル雷屋本館等について、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態又は著しく衛生上有害となる状態となっていることから、空家特措法第2条第2項に定義する特定空家等として認定した。

### (1) 認定

当初認定日：令和元年年 9月 2日(建築物ごと4棟を認定)

変更認定日：令和元年年 9月 24日(敷地として認定)

### (2) 認定した同一敷地内にある建築物

本館、渡り廊下、旧社員寮、倉庫

## 4 土地所有者への指導・勧告の経過

### (1) 土地所有者への指導・勧告

- ・個人が所有する土地について、特定空家等には敷地も含まれることから、土地所有者に対して空家特措法第14条第2項による指導と、同第3項による勧告をおこなった。

勧告の際は土地所有者と面談をおこない、除却については、所有する土地に立地する建築物に関して権原を有しないため実施することができない旨を確認した。

文書による指導

実施日：令和元年9月30日

指導内容：建築物を建物所有者に除却させること。

文書を持参しての面談による勧告

実施日：令和元年10月24日

指導内容：建築物を建物所有者に除却させること。

期限：令和元年11月8日までに必要な措置を開始し、令和2年12月31日までに完了させること。

- ・株式会社ホテル雷屋所有の土地については、清算人のいない清算株式会社となっており、対応を求める相手がいない。

## 5 略式代執行による除却の判断理由

空家特措法及び鶴岡市「特定空家等」に関する判断基準（以下「判断基準」という。）に基づき、以下の状況を踏まえ略式代執行による除却が必要と判断する。

### （1）悪影響の程度と危険等の切迫性

- ・建物が放置されてから約 10 年が経過し、その間 16 回の応急措置をしているなど劣化が進み、付近住民が危険な状態である。
- ・山形県沖地震により住民の方々に危害が及ぶ危険性がさらに高まっている。
- ・いずれの建物も、新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日）以前に建てられており、山形県沖地震級の大規模な地震に対しては安全性が担保されていない。
- ・当該物件の周囲には 19 軒の住宅に 56 人が暮らしているほか、釣り人や工場で働く人の往来もあり、人命や財産に甚大な影響が懸念される。  
また、本館が倒壊した場合には、県管理の堅苔沢漁港への影響も考えられ、その場合には港だけでなく港に停泊している船舶 30 隻に被害が及ぶおそれがあり被害はさらに拡大されることが想定されるなど著しく外部不経済が生じる状態となっている。
- ・本館の窓ガラスが割られるなど、人が建物内に侵入した痕跡が確認されているだけでも 2 回あり放火を含め保安上の問題がある。
- ・当該地は、国道 7 号に隣接し日本海を一望できる場所であり、また、近隣には釣り場や堅苔沢海水浴場があるなど人が集まる場所となっており、景観上にも問題がある。

### < 個別の建築物の状態 >

#### ・本館

判定調査を行った際には、コンクリートの爆裂現象が既に多数の箇所で見られ、壁面の落下が始まっていることから恒久的な対策は困難であり、応急措置では対応しきれない状態となっている。

#### ・渡り廊下

平成 25 年に下面の部材が落下し、また、山形県沖地震後には壁面や柱に膨らみが見られるなど傷みが進行している。

廊下部分が市道堅苔沢漁港線を横断していることから、下面や壁面等を補強材による固定を応急的におこなっている状態となっている。

#### ・旧社員寮

屋根の一部破損や西側の壁面崩落しており雨風が建物内に侵入しており、加えて建物の附属物が壊れるなど、傷みが進行している。

また、建築物は、市道堅苔沢漁港線の脇の路面より 2m 高いところに位置しており、痛んだ板塀を市道に落下しないようロープで固定している状態となっている。

#### ・倉庫

現在、屋根が崩落しており、危険防止のため隣接する市道堅苔沢漁港線を通行止めして、建物の引き倒しをおこなうこととしている。

当面は、引き倒した建築物の建材が飛散しないようにシートや網で保全する、そのまま放置できないため除却するしかない状況となっている。

(2) 周辺住民や第三者の意見(町内会や近隣住民の声)

周辺住民の意見

小堅地区自治振興会及び堅苔沢自治会から、ホテル雷屋の管理について、以下の機会に要望が出されており、特に平成28年度からは除却の要望を受けている。

また、近隣の住民からは、不安なことから転居を考えているとの話がある。

平成23年 2月16日 小堅地区市長と語る会

平成25年 2月 4日 小堅地区市長と語る会

平成28年 2月 堅苔沢地区民から県知事への要望

平成29年 2月 3日 小堅地区市長と語る会

平成30年 11月28日 旧ホテル雷屋の安全対策に係る説明会

平成30年 12月18日 県に対する市・小堅地区自治振興会合同要望

第三者の意見

空き家管理条例第8条に規定する鶴岡市空家等審議会(構成員:学識経験者、市民の代表者)より、令和元年8月22日に旧ホテル雷屋等については、除却を見据えて空き家特措法に規定する特定空家等に認定することは妥当との意見をいただいた。

(3) 除却跡地の売却の可能性

当該地は斜面に位置し資産価値が望めないことや、今後の見通しとしても周辺地も含めて開発されるなどの売却に繋がる要素は今のところない。

(4) 所有者等の対応状況

土地については、清算人のいない清算株式会社としての株式会社ホテル雷屋の所有と、個人の所有があり、個人の土地については、空家特措法第14条による指導と勧告を実施。

建物については、清算人のいない清算株式会社であり、対応を求める相手がない。

(5) 代執行した場合の費用の回収の可能性

略式代執行は、行政代執行法の規定によらないものであることから、代執行に要した費用を強制徴収できない。

仮に、民事訴訟を提起し、裁判所による給付判決を債務名義として民事執行法に基づく強制執行に訴えるとしても、抵当権と税の滞納のある土地では、弁済を受ける順位が低いため、回収は期待できない。

## 4 協 議

## (2) 今後の進め方について

| 日 程     | 法手続き等                                |                           | 補助金・工事                           |
|---------|--------------------------------------|---------------------------|----------------------------------|
|         | 項 目                                  | 備 考                       |                                  |
| 11月 8日  | 代執行官報掲載依頼                            |                           |                                  |
| 13日     | PM <u>空き家等対策会議</u>                   | 経緯報告                      |                                  |
|         | 市長説明                                 |                           |                                  |
| 21日     | AM <u>空き家審議会</u>                     | 経緯報告、代執行審議                |                                  |
| 22日     | 略式代執行事前公告<br>略式代執行官報掲載<br>抵当権設定者への通知 | 確知できない建物所有者<br>への除却を求める公告 |                                  |
| 下旬      |                                      |                           | 計画提出、交付申請                        |
| 12月 10日 | 略式代執行事前公告期限                          |                           |                                  |
| 11日     | 略式代執行決定：市長決裁                         |                           | 工事施工伺                            |
| 17日     |                                      |                           | 工事入札公告                           |
| 令和2年    |                                      |                           |                                  |
| 1月 16日  |                                      |                           | 工事入札<br>(入札公告から平日で15日後)          |
| 22日     |                                      |                           | 仮契約                              |
| 2月      |                                      |                           |                                  |
| 3月 25日  |                                      |                           | 契約締結の議会議決(議会最終日)<br>議決証明書をもって本契約 |
| 26日     |                                      |                           | 工期始期<br>着工                       |
| 4月      | 略式代執行宣言                              |                           |                                  |
| 12月     |                                      |                           | 除却工事完了                           |